

# 吹田市景観まちづくり条例

景観法第8条第2項第1号に基づいて、  
市域全域（3,609ha）を指定しています

## 2. 届出の対象となる行為（重点地区を除く景観計画区域）

区分	規模		行為	
建築物 (※1)	近隣商業地域、商業地域、 準工業地域又は工業地域	高さが15mを超え、又は 建築面積が600㎡を超えるもの	新築、増築、改築、 移転、大規模の模様替又は 外観の過半にわたる色彩の変更	
	上記以外の地域	高さが10mを超え、かつ 建築面積が300㎡を超えるもの		
工作物 (※2)	建築基準法施行令 138条に定める工作物	煙突	高さが6mを超えるもの	新設、増設、改造、 移設又は外観の過半にわたる 色彩の変更
		鉄筋コンクリート造の柱、 鉄柱、木柱	高さが15mを超えるもの	
		広告塔、広告板、装飾塔、 記念塔	高さが4mを超えるもの	
		高架水槽、サイロ、物見塔	高さが8mを超えるもの	
		擁壁（※3）	高さが2mを超えるもの	
		乗用エレベーター又はエスカレーターで 観光のためのもの		
		ウォーターシュート、コースター等 高架の遊戯施設		
		メリーゴーラウンド、観覧車等の 回転運動をする遊戯施設で原動機 を使用するもの		
	製造施設、貯蔵施設、 遊戯施設等	建築基準法施行令第138条第3 項に該当するもの		
	高架道路			
	高架鉄道			
横断歩道橋				
橋りょう	幅員が4m以上、かつ延長が 10mを超えるもの			
機械式立体駐車場	高さが8mを超えるもの			
土地	500㎡以上のもの		開発行為	
屋外広告物 (※4)	高さが4mを超えるもの		表示又はその内容の変更	
	総表示面積が30㎡を超えるもの			
	上記の建築物又は工作物の壁面の面積の1/3を超えるもの			

※1 ごみ庫やカーポートなどの別棟の付属建築物も合わせて届出の対象となります。また、モデルルームなど、仮設の建築物も対象になります。

※2 該当するかどうかご不明な場合には開発審査室（建築審査担当）にて「建築確認申請が必要な工作物」であるかどうかをお確かめください。

※3 建築確認申請が不要な宅地造成等規制法第8条第1項本文の規定による許可又は同法第11条の規定による協議を要する擁壁についても、高さが2mを超える場合は、景観まちづくり条例に規定する届出の対象としていますのでご注意ください。

※4 吹田市屋外広告物条例第12条第1項の許可を要する屋外広告物については、適用しません。

### 【重点地区の場合】

■建築物については、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による計画の通知を要する建築物が届出の対象規模となります。行為は上記表と同じ。

■工作物及び開発行為については、上記表と同じ。

■屋外広告物については、吹田市屋外広告物条例の許可を要する屋外広告物以外が届出の対象となります。

### 問い合わせ先：

吹田市 都市計画部 都市計画室 景観担当  
〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号  
TEL：06-6384-1968(直通) FAX：06-6368-9901  
E-mail: tokei-keikan@city.suita.osaka.jp